

令和 2 年 第 12 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 11 月 5 日 (木) 午前 9 時 00 分～10 時 05 分

2. 開催場所 白石町役場3階大会議室

3. 出席委員 (34 人)

1 番 木下善明委員	2 番 溝口俊弘 委員	3 番 外尾正則 委員
4 番 藤井啓二 委員	5 番 森口弘実 委員	6 番 大串 勝 委員
7 番 川崎勝巳 委員	8 番 渕上 誠 委員	9 番 久原 勤 委員
10 番 川崎哲朗 委員	11 番 池上勝文 委員	12 番 川崎正明 委員
13 番 橋本重吉 委員	14 番 香月幸雄 委員	16 番 江口和広 委員
17 番 土井哲夫 委員	18 番 津田 保委員	19 番 森 邦之 委員
25 番 岩石 学 委員	21 番 川崎敏樹 委員	22 番 中村康則 委員
23 番 香月伸幸 委員	24 番 溝上博信 委員	26 番 川崎照子 委員
27 番 田口千津子委員	28 番 片渕秋正 委員	29 番 香月藤芳 委員
30 番 香月一夫 委員	31 番 松尾利助 委員	32 番 光武直広 委員
33 番 筒井政信 委員	34 番 外尾美津子 委員	35 番一ノ瀬美佐子委員
36 番 津田裕之 委員	37 番 片渕久司 委員	

4. 欠席委員 (2 人)

15 番 山下正行 委員 20 番 溝口恭麿 委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 (1) 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(2) 令和 2 年白石町農用地利用集積計画 (12 号) の承認決定について

(3) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

(4) 空き家・空き地に付随した特例農地の措定申請について

報告事項

(1) 合意解約の報告

(2) 農地法第 4 条の規定による届出について

業務連絡事項

(1) 第 13 回農業委員会総会の日時及び場所

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原雅紀
課長補佐兼農地農政係長	香月康彦
農地農政係長	吉原 浩
農地農政係	川崎正己

7. その他出席職員

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和 2 年 11 月第 12 回白石町農業委員会総会を開会いたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございました。

本日は、15 番 山下正行委員、20 番 溝口恭磨委員から欠席の届けがっております。

ただ今の出席委員は 37 名中 35 名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、7 番 川崎勝巳委員、8 番 淵上誠 委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第 161 号 =

議長 はじめに、1. 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 161 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 161 号。権利の種類は使用貸借権設定。

申請農地は、大字福田字郷東〇〇番、〇〇番、同じく字杉〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字福富字三本松〇〇番、〇〇番、田 19,062 m²、畑 649 m²、計 19,711 m²です。

貸付人は、白石町大字福富〇〇番（上区）〇〇氏です。

借受人は、白石町大字福富〇〇番（上区）〇〇氏です。

耕作面積は、田 35,206 m²、畑 943 m²、計 36,149 m²です。

稼働力は男 3 名、女 2 名です。

申請の事由は、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の再設定でございます。（期間は令和 3 年 1 月 1 日～50 年間）

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 161 号に賛成の方の挙手を求め

ます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 161 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 162 号 =

議長 続きまして、議案番号第 162 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 162 号。権利の種類は所有権移転（贈与）。

申請農地は、大字福富字東観音〇〇番、同じく字本観音〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字八平字八平〇〇番、田 17,855 m²、畑 3,294 m²、計 21,149 m²です。

譲渡人は、白石町大字福富〇〇番地（南区）〇〇氏です。

譲受人は、白石町大字福富〇〇番地（南区）〇〇氏です。

耕作面積は、田 17,855 m²、畑 3,294 m²、計 21,149 m²です。

稼働力は男 2 名、女 2 名です。

申請の事由は、子に対しての贈与でございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑ご意見ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 162 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 162 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 163 号 =

議長 続きまして、議案番号第 163 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 163 号。権利の種類は所有権移転（贈与）。

申請農地は、大字牛屋字平五左エ門搦〇〇番、〇〇番、〇〇番、同じく字大黒搦〇〇番、大字新明〇〇番、田 8,635 m²です。

譲渡人は、白石町大字牛屋〇〇番地（大和）〇〇氏です。
譲受人は、白石町大字牛屋〇〇番地（大和）〇〇氏です。
耕作面積は、田 11,935 m²、畑 202 m²、計 12,137 m²です。
稼働力は男 1 名、女 1 名です。
申請の事由は、子に対しての贈与でございます。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願います。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 163 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 163 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 164 号＝

議長 続きまして、議案番号第 164 号を事務局に説明を求めます。
事務局長 議案番号第 164 号。権利の種類は所有権移転（贈与）。
申請農地は、大字牛屋字大黒搦〇〇番、田 3,300 m²です。
譲渡人は、白石町大字牛屋〇〇番地（大和）〇〇氏です。
譲受人は、白石町大字牛屋〇〇番地（大和）〇〇氏です。
耕作面積は、田 11,935 m²、畑 202 m²、計 12,137 m²です。
稼働力は男 1 名、女 1 名です。
申請の事由は、子に対しての贈与でございます。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願います。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 164 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 164 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 165 号＝

議長 続きまして、議案番号第 165 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 165 号。権利の種類は所有権移転（贈与）。

申請農地は、大字牛屋字二本松〇〇番、〇〇番、田 269 m²、畑 135 m²、計 404 m²です。

譲渡人は、白石町大字牛屋〇〇番地（共栄）〇〇氏です。

譲受人は、白石町大字牛屋〇〇番地（共栄）〇〇氏です。

耕作面積は、田 66,067 m²、畑 3,106 m²、計 69,173 m²です。

稼働力は男 2 名、女 1 名です。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望でございます。

議案の位置図は、1 ページをご覧ください。

ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 10 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。

申請の農地は、譲受人の宅地に隣接しており、譲渡人も今後管理が困難であることから、所有権の移転を希望されておりました。

譲受人は、周辺地域と協力して耕作することを約束されておりますので、所有権移転については問題ないと判断いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 165 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 165 号は申請どおり当委員

会において許可することに決定します。

＝議案番号第166号＝

議長 続きまして、議案番号第 166 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 この議案は、空き家・空き地に付随した特例農地としての売買でございます。
ご提案する前に、特例農地について概要をお話いたします。

事務局員 事務局の〇〇です。

空き家・空き地に付随した特例農地に関する議案が今回、この 166 号と 175 号の 2 件出ております。

制度について、少しお話しをさせていただきます。

通常、農地を取得する場合は、下限面積要件としまして、農地法の規定で取得後の農地面積の合計が、50a 以上になることが必要になると定められております。本町では、この 50a の要件とは別に、白石町認定新規就農者については、10a。白石町空き家・空き地バンクに登録されている宅地に付随する農地を希望する者については、1 m²の下限面積を定めております。空き家・空き地に付随した特例農地につきましては、空き家・空き地バンクに登録される物件に付随されたい農地を農業委員会に申請をしていただいで、総会でお諮りし、承認されれば、空き家・空き地に付随した農地として取り扱うということになります。

今回、空き家・空き地に付随した特例農地に指定された場合は、空き家・空き地と共に購入する場合、農地を取得していない人、非農家の方でも、指定された農地を取得することが可能になります。

なお、特例農地を取得する場合は、農地法に基づく 3 条等の許可申請の手続きは必要です。

今回、166 号がすでに、指定された特定農地の所有権移転についての議案となります。それと、175 号が、空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請ということで、これが、空き家・空き地に付随した特例農地として取り扱っていかどうかを審議いただく議案になります。よろしくお願いたします。

事務局長 まずは、ご案内の特例農地の所有権移転売買の分について、ご審議いただきます。

議案番号第 166 号。権利の種類は所有権移転（売買）。

申請農地は、大字牛屋字一本松〇〇番、〇〇番、〇〇番、田 241 m²、畑 107 m²、計 348 m²です。

譲渡人は、福岡市博多区下呉服町〇番〇号（福岡県）〇〇氏です。

譲受人は、白石町大字牛屋〇〇番地（新盛）〇〇氏です。

耕作面積は、田 241 m²、畑 107 m²、計 348 m²です。

稼働力は男 1 名です。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望でございます。

空き家・空き地に付随した特例農地としての売買です。当該農地については、令和元年7月5日の総会において空き家・空き地に付随した特例農地として承認されたものでございます。

譲受人は、今回譲受される農地に畑作物（野菜）を栽培される予定です。

地域との関係等も問題なく、農地法第3条2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

議案の位置図は、2ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番○○委員

委員 ○番○○です。

地元農業委員として10月27日に事務局と現地確認を行いました。

申請地は、空き家・空き地に付随した特例農地として令和元年7月5日の農業委員会総会で承認をされた農地であります。

譲受人は、既に空き家バンクに登録された家屋を購入し居住されており、周辺地域と協力して耕作することを約束されておりますので、所有権移転については問題ないと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。

質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番○○です。

質問といたしますか、令和元年の7月に一回承認している訳ですよ。

事務局長 特例農地としての承認をしております。

○番 特例農地として承認している訳でしょ。なぜ、また承認しないといけないのですか。

事務局長 所有権移転の売買の承認をいただきたいという事で、今回あげております。

○番 一応、特例農地にして、売買するとなった訳ですね。

事務局長 特例農地にしているということで、非農家の方は、通常買えないところを、1㎡以上の農地を取得できるということです。空き家バンクに登録されている物件に付随している場合はです。その承認を、ここでいただきたいということです。

○番 その承認ですね。

事務局長 そうです。この方が、農業をされるということで、この面積が妥当で、この方が、地元委員さんが言っていたように、地元でもOKですと言うことを踏まえて、この方が買われることについて、可否をお願いします。

○番 はい。わかりました。

議長 ほかにありませんか。

○番 ○番の〇〇です。

基本的な事で申し訳ありません。今、空き家バンク登録のメリットということで、農地取得の権利を持たない非農家の方も取得できるという話をさせていただきましたけれど、私が担当する区域内でも、そういう所があるので、参考までにお聞きしたいのですが、空き家バンクに付随していて、簡単に言えば、屋敷に田んぼが張り付いているわけですね。面積も今回の分は、348㎡ですから、3畝ぐらい。結構、広いところですが、面積の限定的なものがあるのか、委員会で承認すれば、比較的、面積の広い所でもできるのかということを感じたものですから、事務局サイドの考え方を教えていただければと思います。

事務局長 面積の考え方、これに上限があるのか決まりがあるのかというと、ございません。その宅地・家屋、空き家バンクに登録した家屋に付随する農地ですという事で、何㎡あったら、プラスになるのかなと本気でやりたいというような若い方が、2・3反ほしいというのに、対応できる物件として、2・3反はOKと。お年を召した方がちょっと野菜だけでもいいからということで、1畝2畝と言われる方がいらっしゃったら、その面積は却下されるのかなと、考え方は、その宅地、家屋にとってプラスになる条件は、どこらへんだらうということで、挙げっぱなしではなく、邪魔になるから外そうかな、家が売れないので外そうかなということも、今のところはないのですが、将来的にはあるのではと思います。そして、農地は農地として、扱おうかなと、そういう事もあるのかなと思います。

ただ、ちょっとした4反5反でも、あったらいいな、機械でも買うからと思われるかたがいれば、その時はしかるべき面積があったほうがいいのかと思っています。

その時の所有者のかたのお考えと、そのくらい一緒に出してみようかなと、作ってくれないかなと、特に角がいっぱいいているような家の縁が多いです。そういうことがありますので、そっちで捌いていただければと思います。

○番 すみません。もう1つ、空き家の現状を教えてくださいたいです。現況として、隣が、今回取得された〇〇さんで、まさに隣接されていますから、家屋は、ここで分かりづらいのですが、この地図でいったら、どっち側にあるのですか。

事務局 図面の 2 ページを見ていただいていいでしょうか。黒い線で囲んだ農地が、3ヶ所ございまして、425-1 の右側に 427 宅地とありますけれど、ここに住宅が建っております。425-1 の 427 が南北に長いですが、425-1 の右側に 427 番と書いてある数字のところに建っております。

○番 この住宅は、将来、利用可能ですか。

事務局 空き家バンクに登録をされる時点で、不動産業者が、何年間かは住めるような条件ということで、申請したら、全部空き家バンクに登録できる訳ではなく、ある程度の基準条件を満たした住宅が、空き家バンクに登録をされて、現在、すでに居住をされております。

○番 はい。ありがとうございました。

議長 ほかにないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。まず、議案番号第 166 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 166 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 167 号＝

議長 続きまして、2.「令和 2 年白石町農用地利用集積計画（12 号）の承認決定について」、議題とします。議案番 167 号事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 167 号の「農用地利用集積計画（12 号）について」ご説明いたします。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は 3 件となっております。詳細は 1 ページをご覧ください。

つづきまして、「利用権設定関係」でございます。

2 ページから 4 ページに 35 件、5 ページから 7 ページの農地中間管理機構へ

の利用権設定関係が 28 件、合わせて 63 件の計画が提出されています。賃借権設定が 60 件、使用賃借権設定が 3 件となっています。

そのうち新規が 20 件、その中で自作地から新規に利用権設定をされるものが 6 件で、再設定は 43 件でした。

今回の利用権の総面積は 329,497 m²です。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものは 2 件、個人によるものが 33 件、農地中間管理機構によるものが 28 件となっています。

なお、今回の計画の中で未相続農地は 15 件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして 14 件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
所有権移転について審議します。質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

議長 ございませぬか。ないようですので、採決に入ります。議案番号第 167 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 167 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続いて、利用権設定について審議します。
質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番〇〇です。
○番の〇〇(株)は、一般企業ですか。農業法人ですか。

事務局 普通の株式会社で、会社として、町の認定農業者を受けています。

25 番 はい、わかりました。

議長 ほかにないですか。ないようですので、採決に入ります。議案番号第 167 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 167 号（利用権設定）につ

いては、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 168 号～議案番号第 174 号＝

議長 続きますして 3.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 168 号から議案番号第 174 号つづけて事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 168 号。

申出農地は、大字遠江字遠江搦〇〇番、田 2,594 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字廿治〇〇番地（中廿治）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしによる農地の処分でございます。

議案の位置図は、3 ページをご覧ください。

議案番号第 169 号。

申出農地は、大字築切字松〇〇番、田 3,152 m²、同じく〇〇番、田 3,061 m²、同じく〇〇番、田 500 m²、同じく〇〇番、田 2,961 m²、字弥兵エ搦〇〇番、田 5,767 m²、計 15,441 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字築切〇〇番地（八の割）〇〇氏です。

申請理由は規模縮小による農地の処分でございます。

議案の位置図は、4 ページから 5 ページをご覧ください。

議案番号第 170 号。

申出農地は、大字八平字八平〇〇番、畑 9,913 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字八平〇〇番地（南区）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしによる農地の処分でございます。

議案の位置図は、6 ページをご覧ください。

議案番号第 171 号。

申出農地は、大字八平字新開〇〇番、畑 1,265 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字福富〇〇番地（東区）〇〇氏です。

申請理由は、離農による農地の処分でございます。

議案の位置図は、7 ページをご覧ください。

議案番号第 172 号。

申出農地は、大字福富下分字大福〇〇番、田 3,927 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字福富下分〇〇番地（東六府方区）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしによる農地の処分でございます。

議案の位置図は、8 ページをご覧ください。

議案番号第 173 号。

申出農地は、大字福富下分字大福〇〇番、田 3,909 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字〇〇番地（東六府方区）〇〇氏です。

申請理由は、今回の申し出農地を売却し、他の農地を取得するためのもの
でございます。

議案の位置図は、9 ページをご覧ください。

議案番号第 174 号。

申出農地は、大字福富下分字大福〇〇番、田 3,499 m²、同じく〇〇番、田 497 m²、
同じく〇〇番、田 3,992 m²、計 7,988 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字福富下分〇〇番地（東六府方区）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしによる農地の処分でございます。

議案の位置図は、10 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 議案番号第 168 号から議案番号第 174 号まで事務局の説明が終わりました。
あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 168 号。

委員 〇番〇〇委員、〇番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 169 号

委員 〇番委員、〇番委〇〇員でお願いします。

上から 5 つ目は、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 170 号

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 171 号

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 172 号

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 173 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 174 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 168 号 ○番 ○○委員と○番 ○○委員。

議案番号第 169 号 ○番 ○○委員と○番 ○○委員。

議案番号第 169 号 ○番 ○○委員と○番 ○○委員。

議案番号第 170 号 ○番 ○○委員と○番 ○○委員。

議案番号第 171 号 ○番 ○○委員と○番 ○○委員。

議案番号第 172 号 ○番 ○○委員と○番 ○○委員。

議案番号第 173 号 ○番 ○○委員と○番 ○○委員。

議案番号第 174 号 ○番 ○○委員と○番 ○○委員。

よろしくをお願いします。

議長 事務局の担当職員をお願いします。

事務局長 確認の意味で申し上げます。議案番号第 168 号は○○。議案番号第 169 号は○
○。議案番号第 170 号は○○。議案番号第 171 号は○○。議案番号第 172 号は○
○。議案番号第 173 号は○○。議案番号第 174 号は○○でございます。
連絡調整につきましては担当者へお願いします。

＝議案番号第 175 号＝

議長 続きまして 4.「空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について」を議題
とします。事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 175 号。

申出農地は、大字福田字杉○○番、田 13 m²、同じく○○番、田 82 m²、同じく
○○番、畑 146 m²、同じく○○番、田 398 m²、同じく○○番、畑 212 m²、同じく
○○番、田 630 m²、計 1,481 m²です。

農振農用地区域、圃場整備の有無も混在しています。

申出者は、白石町大字東郷○○番地（東郷上）○○（持ち分 1/2）氏でございます。

令和 2 年 9 月 15 日付けで白石町空き家・空き地バンク登録申請は受理されて
おり、担当農業委員と現地確認を経て、白石町特例農地指定申出制度実施要領第
3 条の特例農地の指定基準を満たすものと考えられます。

議案の位置図は、12 ページをご覧ください。13 ページには現地の写真も添付しております。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番 ○○委員

委員 ○番の○○です。

地元の農業委員として10月27日に大串委員及び事務局の○○の同行のうに、今回申請がありました特例農地について現地において説明を受けましたあと、確認をいたしました。

今回申請のありました農地は、故○○氏の妹にあたる○○氏を代表に1/2、また、姪の2名がおられ、各1/4所有している空き家・空き地で、すでに令和2年9月15日、空き家・空き地バンクとして登録をされております。

今回の申請は、住宅に隣接している農地を特例農地として指定の承認をいただくものでございます。

特例農地につきましては、先ほどから議案166号において事務局から説明があったとおりでございます。私も初めての案件でもございましたので、次第をいたしましたところ、事務局からの説明で間違いはございません。

したがって、本日特例農地の指定を承認していただくことで、わたしは、現状より農地の放棄地の改善につながるものと判断をいたしております。

本題に入りますけれども、皆さんに配布されております議案位置図の資料13ページをご覧くださいますとおり、隣接しております農地は、家屋を取り巻いております。○○番地は13㎡、○○番2は82㎡○○、番地は630㎡の全部と、453番地1は146㎡、454番地1は398㎡の一部が、今現在、作付けがなされております。

しかし、457番地、212㎡については、現在、管理をされているという風な状況になっております。よって、合計は、6筆で1,481㎡。約15aでございます。特例農地としては、広い面積。先ほどから質問等もあつておりました最大の面積が云々という話もございましたけれども、ここでは、約15aの面積でございます。家屋のある宅地周辺は、ご覧をいただきますと、比較的狭い農地がこの辺に集まっております。また、農地は、狭いうえに形状も非常に悪い農地で、将来も管理されなくなる可能性が強いと思われま。

少し長くなりましたけれども、このような事から、特例農地の指定につきましては、同行された○○委員も了解をいたしておりますので、適当であると判断をいたしました。よって、ご審議をよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。何か質疑、ご意見ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 175 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 175 号は白石町特例農地の指定基準を満たすものとして当委員会で承認することに決定いたします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- (1) 合意解約の報告
- (2) 農地法第 4 条の規定による届出について

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

- (1) 第 13 回農業委員会総会の日時及び場所
- (2) その他
 - ・ 幹事会の報告
 - ・ 須古の農地売買についての報告
 - ・ 年金加入促進における活動記録簿の提出について
 - ・ 家賃支援給付金について

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 10 時 05 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員